

議案第106号

北上市消防団条例の一部を改正する条例

北上市消防団条例（平成3年北上市条例第165号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職)</p> <p>第5条 [略]</p>	<p>(退職)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>(休団)</u></p> <p><u>第5条の2 団員は、転勤、育児、介護等のやむを得ない事情により長期間にわたり消防団の職務に従事できない場合は、3年を超えない範囲で休団（団員の願い出に基づき、消防団の職務に従事しないことをいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、任命権者が認める場合は、休団の期間を延長することができる。</u></p> <p><u>2 団員は、休団をしようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その承認を受けなければならない。休団をしている団員が職務に復帰しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 休団をしている団員が職務に復帰するときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。</u></p> <p><u>4 休団をしている団員については、第9条から第12条までの規定は、適用しない。</u></p> <p><u>5 第14条の規定にかかわらず、休団をしている団員には、そ</u></p>

の休団している期間の報酬を支給しない。

6 休団している期間は、第16条に規定する報償の支給の算定の基礎となる勤務年数に算入しないものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月2日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

転勤や育児等のやむを得ない事情により一定期間消防団の職務に従事できなくなる消防団員のために、休団制度を設けようとするものである。